

令和7年度 第2回高岡市地域共生社会推進協議会 次第

日時：令和8年2月12日（木）

午前10時00分から

場所：高岡市役所 8階 802会議室

1 開会

2 協議事項

- (1) 障がい者基本計画・第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況について

資料1-1

～

資料1-7

- (2) 次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について

資料2-1

～

資料2-2

- (3) (仮称)高岡市障がい者配慮条例の制定について

資料3-1

～

資料3-2

- (4) その他

3 閉会

令和7年度 高岡市地域共生社会推進協議会名簿 (敬称略・順不同)

役職	氏名	所属機関	区分
会長	鷹西 恒	学校法人浦山学園 富山福祉短期大学	学識経験者
副会長	林 美晴	厚生労働省富山労働局 高岡公共職業安定所	教育・雇用関係機関に所属する者
委員	上見 弘昭	社会福祉法人高岡市社会福祉協議会	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	空 哲男	高岡商工会議所 中小企業相談所	企業関係者
委員	浅野 高子	社会福祉法人手をつなぐ高岡	障害福祉サービス事業者
委員	岡本 久子	社会福祉法人くるみ Hub center りすの森	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	川口 幸宏	社会福祉法人手をつなぐ高岡	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	北川 依都実	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 障がい者相談支援センターかたかご	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	境 博紀	社会福祉法人たかおか新生会 新生苑	障害福祉サービス事業者
委員	清水 達史	富山県立高岡支援学校	教育・雇用関係機関に所属する者
委員	島田 通子	高岡地域精神障害者家族会 あしつき会	障害者団体
委員	長濱 敏	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野苑	障害福祉サービス事業者
委員	中山 由香里	社会福祉法人あしつき あしつきふれあいの郷 生活支援センター	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	堀 まり子	高岡市身体障害者協会	障害者団体
委員	本田 邦博	社会福祉法人たかおか万葉福祉会 かたかご苑	障害福祉サービス事業者
委員	松田 茂	高岡市手をつなぐ育成会	障害者団体
委員	松原 亨	高岡市民生委員児童委員協議会	障害福祉に関する相談支援事業者
委員	水上 亜希子	高岡市きずな子ども発達支援センター	障害福祉サービス事業者 保健・医療関係者
委員	山本 津与志	社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野相談支援センター	障害福祉に関する相談支援事業者 障害福祉サービス事業者
委員	若杉 央	富山県高岡厚生センター	保健・医療関係者

事務局	戸田 龍太郎	高岡市福祉保健部	部長
	関原 総臣	高岡市福祉保健部社会福祉課	課長
	要藤 博文	高岡市福祉保健部社会福祉課	副課長・障害福祉係長
	沼田 健太郎	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主任
	鈴木 じゅん	高岡市福祉保健部社会福祉課	障害福祉係主事

令和7年度 第2回 高岡市地域共生社会推進協議会席次表

日時: 令和8年2月12日(木) 10時00分～

場所: 高岡市役所 8階 802会議室

高岡公共職業安定所
次長 林 美晴 委員

富山福祉短期大学
教授 鷹西 恒 委員

	副会長	会長	
社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 志貴野苑 施設長 長濱 敏 委員			社会福祉法人高岡市社会福祉協議会 常務理事・事務局長 上見 弘昭 委員
あしつきふれあいの郷 生活支援センター 主任相談支援専門員 中山 由香里 委員			高岡商工会議所 中小企業相談所 所長 空 哲男 委員
高岡市身体障害者協会 会長 堀 まり子 委員			社会福祉法人手をつなぐ高岡 所長 浅野 高子 委員
社会福祉法人たかおか万葉福祉会 かたかご苑 施設長 本田 邦博 委員			社会福祉法人くろみ Hub center リすの森 理事長 岡本 久子 委員
高岡市手をつなぐ育成会 会長 松田 茂 委員			社会福祉法人手をつなぐ高岡 理事長 川口 幸宏
高岡市民生委員児童委員協議会 会長 松原 亨 委員			障がい者相談支援センターかたかご 相談支援専門員 北川 依都実 委員
高岡市きずな子ども発達支援センター 所長 水上 亜希子			社会福祉法人たかおか新生会 新生苑 苑長 境 博紀 委員
志貴野相談支援センター 主任相談支援専門員 山本 津与志 委員			富山県立高岡支援学校 教頭 清水 達史 委員
富山県高岡厚生センター 次長・保健予防課長 若杉 央 委員			高岡地域精神障害者家族会 あしつき会 会長 島田 通子 委員
	事務局		

副高岡課長市社会要藤福社博課文

課高岡市長市社会関原福社総社臣

部高岡市長市戸福田社保龍健太郎

事務局

主高岡市鈴木福じゅん

主高岡市沼田福健太郎

令和7年度 高岡市地域共生社会推進協議会 就労支援部会 活動報告

1 目的

障がいのある人の雇用分野における差別の解消と障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現のため、労働、福祉、教育などの関係機関が連携し、就職に向けた準備から定着支援までの一貫した支援の強化を図る。

2 主な機能

- (1) ハローワークを中心としたチーム支援の強化に努める
- (2) 障がいのある人の雇用に対する企業と福祉の連携を強化する
- (3) 障がいのある人の就労支援の現状と課題の把握
- (4) 障がい者雇用全体についての地域支援の充実を図るための方策の検討
- (5) 困難事例、好事例の検討

3 活動方針

- (1) 高岡高等支援学校見学会の実施（今年度未実施）
- (2) 障がい者就労に関する好事例等の集約
- (3) 就労継続支援事業所の実態把握及び課題整理
- (4) 農福連携事業に向けた実態把握及び課題整理

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和7年 6月20日(水) 10:00～11:30	高岡市文化芸能館 第4研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度活動報告について ・令和7年度活動計画（案）について ・労働市場の動向について ・障がい者就労サービス実態把握アンケートの実施について
第2回	令和7年 11月5日(月) 14:00～16:00	高岡市ふれあい 福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡市農福連携セミナー 農福連携の認知度を向上させることにより、農業者と福祉事業所が相互の取組みやニーズを知る機会を作る。 (内容) 農業者、福祉事業所による取組事例の紹介 農業者と福祉事業所による交流会
第3回	令和8年 1月30日(金) 10:00～11:30	高岡市役所 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度活動報告について ・令和8年度活動計画（案）について ・第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画（計画期間の振り返り） ・就労支援事業所と相談支援事業所の意見交換について

5 令和7年度の取組み

(1) 第1回就労支援部会について

- ・部会員の顔合わせ、労働市場の動向確認、令和6年度の活動報告及び今年度の活動計画の共有、意見交換を実施した。
- ・意見交換では、「就労選択支援に伴う3年生の就労継続支援B型事業所アセスメントの実施時期及び実施事業所について」という議題で話し合った。
- ・就労支援現場の課題やニーズを把握し、施策の質の向上を図ることを目的に、高岡市、射水市、氷見市及び高岡市障害者就業・生活支援センターで障がい者就労サービス実態把握アンケートを実施した。
- ・対象者：高岡圏域就労支援ネットワーク会議に出席する就労継続支援A型・B型事業所の管理者、職員等
- ・このアンケートから見える主な課題として、行政側としては、サービス利用者の支援に関して事業所と連携不足であること、事業所側としては、工賃水準や事業経営が不安定であることが挙げられた。
- ・なお、アンケート結果については、高岡市ホームページにて公表しており、事業所へのフィードバックを行った。

(2) 農福連携セミナーについて

- ・農業の働き手の確保と、障がい者等の就労機会の充実に向け、令和3年度から5回目となる高岡市農福連携セミナーを開催した。
- ・市内農業者、福祉事業所、関係機関（高岡支援学校、高岡地域若者サポートステーション、高岡市シルバー人材センター等）が参加した。
- ・講演
 - ①「農福連携について」 高岡市農業水産課
 - ②「農福連携の実例紹介」 農業者 2経営体 福祉事業所 1事業所
- ・農業者と福祉事業所のマッチング
- ・参加者からは「農業に関する施設外就労についてイメージが明確になった」、「農福連携の成功例を聞いて希望が持てた」などの感想があった。今後の参加については、「ぜひ参加したい」、「まあ参加したい」を合わせて84%が次回開催を希望しているという結果であった。
- ・参加者アンケートの結果から、農業者4経営体と福祉8事業所が再度連絡・相談したいという回答でマッチングした。その後、令和7年12月から1件、令和8年1月から1件、農福連携がスタートしている。
- ・農福連携事業の実施に関する課題として、農業者側では安心して作業ができる労働環境の確保、事業所側では通年でできる作業の確保が挙げられた。

(3) 就労支援事業所と相談支援事業所の意見交換について

- ・令和7年度第9回高岡市地域共生社会推進協議会定例会議にて就労支援事業所と相談支援事業所が意見交換する機会を設けた。4グループに分かれ、事前アンケートで募った現場の実態や課題に関するテーマについて、議論を行った。

6 課題

(1) 利用者の支援に関すること

- ・障がい者の新規求職件数が前年と比較して大きく増加している中で、就職件数が微減し、就職率も大きく低下しており、就労支援のニーズが高まる一方、利用者と事業所のミスマッチやA型事業所閉鎖の影響で、就職できず滞留している方等の増加により、就労に結び付いていない現状がある。

- ・障がい者雇用促進のために、一般企業への働きかけも必要である。令和5年度からハローワーク高岡で実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」をはじめ、今年度未実施ではあるが、高岡高等支援学校の「企業向け見学会」における障がい者雇用体験談発表会といった雇用促進に資する研修や情報提供の場について、部会でも検討したい。

(2) 行政と事業所の連携に関すること

- ・事業所では、利用者支援に必要な専門的な知識や技術不足、制度改正や新制度への対応に関する負担が大きいという実態がある。

- ・専門的な知識や技術について、研修のほか、同サービス事業所や他サービス事業所との交流の機会を設けることで、個別事例の共有や支援者同士のネットワークの構築を図っていきたい。

- ・制度改正や新制度等の情報について、県や関係機関と連携しながら情報共有のルートを整理し、就労支援部会等を活用した定期的な周知が必要である。

令和8年度 高岡市地域共生社会推進協議会就労支援部会 活動計画（案）

1 目的

障がいのある人の雇用分野における差別の解消と、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現に向けて、労働・福祉・教育などの関係機関が連携し、就職に向けた準備から定着支援まで一貫した支援の強化を図る。

2 主な機能

- (1) ハローワークを中心としたチーム支援の強化に努める
- (2) 障がいのある人の雇用に対する企業と福祉の連携を強化する
- (3) 障がいのある人の就労支援の現状と課題の把握
- (4) 障がいのある人の雇用全体についての地域支援の充実を図るための方策の検討
- (5) 困難事例、好事例の検討

3 活動方針

- (1) 高岡高等支援学校見学会の実施の検討
- (2) 障がいのある人の就労に関する好事例等の集約
- (3) 就労継続支援事業所の実態把握及び課題整理
- (4) 農福連携事業に向けた実態把握及び課題整理

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和8年 6月（予定）	高岡市役所8階	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度活動報告について・令和8年度活動計画（案）について・地域生活支援拠点について・労働市場の動向について・高岡市障がい者基本計画等について
第2回	令和8年 11月（予定）	高岡市ふれあい 福祉センター	<ul style="list-style-type: none">・高岡市農福連携セミナー 農福連携の認知度を向上させることにより、農業者と福祉事業所が相互の取組みやニーズを知る機会を作る。 (内容)・農業者、福祉事業所による取組事例の紹介・農業者と福祉事業所による交流会 農業者の需要と福祉事業所の業務提供におけるマッチング
第3回	令和9年 1月（予定）	高岡市役所8階	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の雇用状況について・令和8年度活動報告について・令和9年度活動計画（案）について・高岡市障がい者基本計画等について

令和7年度 高岡市地域共生社会推進協議会 地域生活支援部会 活動報告

1 目的

障がいのある人及びその家族が将来も安心して生活できるよう、現状及び将来も見据えた地域生活における課題の抽出と協議を行うとともに、多分野の相談支援機関や地域住民との連携により、地域における重層的な支援体制の構築を目指す。

2 主な機能

- (1) 障がいのある人の地域生活における現状と将来も見据えた課題の把握及び課題解決に向けた協議
 - ① 地域生活支援拠点の整備に向けた検討
 - ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域団体、関係機関、医療機関、事業所間の支援ネットワークの構築
- (3) 高齢支援分野など多分野との重層的ネットワーク体制の構築
- (4) その他

3 活動方針

- (1) 住民主体の地域づくりのために解決しなければならない地域課題の共有
- (2) 分野を超えた重層的ネットワーク体制により支援できるよう協議・検討

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和7年 8月28日(木) 10:00～	高岡市役所8階 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度活動報告について ・令和7年度活動計画(案)について ・地域生活支援拠点等について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて
第2回	令和8年 1月16日(金) 10:00～	高岡市役所8階 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画の振り返りについて ・地域生活支援拠点等について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

5 令和7年度の実績

- (1) 地域生活支援拠点等について
 - ・計画：令和8年度末までに各機関と連携し、早期に地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、各機能の充実を図る。
 - ・障がい者虐待に係る緊急一時保護事業の運用において、現行の連絡体制や受入手順

が不明確であった受入事業所の連絡順や役割分担を明確化し、今後の円滑な運用体制の構築を図った。

- ・緊急一時保護事業と地域生活支援拠点事業での緊急受入れの関係整理を行った。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

- ・厚生センター主催の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業連絡会」で挙げられた高岡圏域における課題やビジョン等を共有した。
- ・高岡圏域での課題やビジョンから高岡市における取組みとして意見交換を行った。

6 課題

(1) 地域生活支援拠点等について

- ・高岡市において、地域生活支援拠点等事業による日常的支援と、障害者虐待緊急一時保護事業による行政措置的支援は目的を異にしており、役割・機能・委託関係の明確化が必要である。
- ・地域生活支援拠点等事業に緊急一時保護事業が制度的に位置付けられていないことから、実施要綱等の見直しによる制度整理が求められる。
- ・緊急時の施設側の受入れ（ハード面・ソフト面）と平常時の本人・家族の特性、意向の調整が引き続き必要である。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて

- ・多分野・地域での精神障がいの理解促進が必要である。
- ・人材不足により、精神障がいのある方に対応した事業所や受入れ先が少ない。

(3) 高岡市の相談支援体制について

- ・高岡市の相談支援体制における役割や対応範囲が十分に可視化・共有されておらず、全体像が分かりにくい状況にあるため、高岡市が有する相談支援の強みを十分に活かしていない。
- ・委託相談支援事業所や一般相談支援事業所など、各事業所が担う役割や強みについて、整理・共有が十分に行われていない。
- ・困難事例への対応や調整機能について、その位置付けや対応体制が明確になっていない。
- ・地域全体として不足している相談支援機能が明確になっていない。

令和8年度 高岡市地域共生社会推進協議会 地域生活支援部会 活動計画

1 目的

障がいのある人及びその家族が将来も安心して生活できるよう、現状及び将来も見据えた地域生活における課題の抽出と協議を行うとともに、多分野の相談支援機関や地域住民との連携により、地域における重層的な支援体制の構築を目指す。

2 主な機能

(1) 障がいのある人の地域生活における現状と将来も見据えた課題の把握及び課題解決に向けた協議

- ① 地域生活支援拠点の整備に向けた検討
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(2) 地域団体、関係機関、医療機関、事業所間の支援ネットワークの構築

(3) 高齢支援分野など多分野との重層的ネットワーク体制の構築

(4) その他

3 活動方針

(1) 住民主体の地域づくりのために解決しなければならない地域課題の共有

(2) 分野を超えた重層的ネットワーク体制により支援できるよう協議・検討

(3) 相談支援体制の不足機能の整理等促進

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和8年 8月(予定)	高岡市役所	<ul style="list-style-type: none">・令和7年度活動報告について・令和8年度活動計画(案)について・地域生活支援拠点について・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて・高岡市障がい者基本計画等について
第2回	令和9年 1月(予定)	高岡市役所	<ul style="list-style-type: none">・地域生活支援拠点について・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて・高岡市障がい者基本計画等について

令和7年度 高岡市地域共生社会推進協議会 発達支援ネットワーク会議 活動報告

1 目的

全ての子どもの健全な発達や充実した家庭・園・学校生活を支援するため、家庭を支える各機関の専門性を高め、身近な地域でライフステージを見通した適切な支援を切れ目なく行うことを目指し、関係機関の連携を強化していく。

2 主な機能

- (1) ライフステージに合わせた相談窓口の周知と一貫した相談支援体制を構築する
- (2) 出産前の親指導から、乳幼児期、学齢期を通じて切れ目のない支援を図る。
- (3) 個別の教育支援計画、障害児支援利用計画、個別支援計画の支援内容が共有できる体制を整える。
- (4) 重度の心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児が身近な地域で支援が受けられるような体制を構築する。
- (5) その他

3 活動方針

- (1) 関係機関の各役割について把握し、多職種間で情報を共有できるバイタルリンクを活用した連携強化について検討する。
- (2) 発達障がいについての正しい理解やその予防における普及啓発について検討する。
- (3) 支援を必要とする子どもに関係するすべての人と情報共有できるしくみを整える。

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和7年 6月20日(金) 15:00~16:30	きずな子ども発達支援センター研修棟	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度活動報告について ・令和7年度活動計画について ・講義「コロナ禍で就学・就園した学齢児のその後」 ・放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会について
第2回	令和7年 11月6日(木) 15:00~16:30	きずな子ども発達支援センター研修棟	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児実態把握について
第3回	令和8年 1月26日(月) 15:00~16:30	高岡市役所8階 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度のまとめ ・令和8年度活動計画(案)について ・医療的ケア児の支援体制について ・第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画について

5 令和7年度の取組み

(1) 集団活動や対人経験における発達への影響

・「コロナ禍で就学・就園した学齢児のその後」をテーマに、家庭環境や集団生活における発達への影響について講義を受けた。集団活動や対人経験が不足したまま成長した子どもが、小学生・中学生となり不登校や対人関係の困難を抱えるなど、コロナ後特有の困りごとが学校現場で顕在化している。一方で医療や福祉へつながりづらい現状もあることから、相談先や支援資源について情報共有を行った。

(2) 医療的ケア児実態把握について

・令和5年度に、高岡市発達支援ネットワーク会議において、保護者同意取得から情報共有までの手順・流れをリスト化して作成した。しかし、関係機関への周知不足等により十分に活用されず、正確な実数把握ができていない状況にある。このため、改めて情報共有の仕組みや、その他の医療的ケア児支援に関する課題について意見交換を行った。また、各関係機関における医療的ケア児との関わりについて、現状把握を行った。

6 課題

(1) 保護者支援について

- ・保護者が発達障害等の認識を持っていない場合、学校から直接医療機関や放課後等デイサービスを勧めることが難しく、支援導入に時間を要する現状がある。
- ・SCやSSW、一般相談（Hubcenter りすの森）など第三者的立場の専門職を活用し、保護者との関係性を重視した段階的な支援提案を行う必要がある。また、学校単独で抱え込まず、専門機関と役割分担しながら進められるよう、相談先の周知が必要である。
- ・関係機関で連携を図ろうとしても、相談先が明確でない場合があり、支援が円滑に進みにくい状況があることから、相談体制の整理・明確化が重要である。

(2) 医療的ケア児支援について

- ・医療的ケア児に関する情報共有の仕組みが明確になっておらず、正確な実態把握ができていない状況にある。支援が途切れないよう、児のニーズに応じて関係機関へ適切につないでいく必要がある。
- ・医療的ケア児を保育園や学校で受け入れるにあたっては、事前の検討が必要であるが、相談が遅れるケースが多いという現状がある。早期の相談や見学を促すことについて、支援者間で周知を図る必要がある。

令和8年度 高岡市地域共生社会推進協議会 発達支援ネットワーク会議 活動計画

1 目的

全ての子どもの健全な発達や充実した家庭・園・学校生活を支援するため、家庭を支える各機関の専門性を高め、身近な地域でライフステージを見通した適切な支援を切れ目なく行うことを目指し、関係機関の連携を強化していく。

2 主な機能

- (1) ライフステージに合わせた相談窓口の周知と一貫した相談支援体制を構築する
- (2) 出産前の親指導から、乳幼児期、学齢期を通じて切れ目のない支援を図る。
- (3) 個別の教育支援計画、障害児支援利用計画、個別支援計画の支援内容が共有できる体制を整える。
- (4) 重度の心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児が身近な地域で支援が受けられるような体制を構築する。
- (5) その他

3 活動方針

- (1) 関係機関の各役割について把握し、多職種間で情報を共有できるバイタルリンクを活用した連携強化について検討する。
- (2) 発達障がいについての正しい理解やその予防における普及啓発について検討する。
- (3) 支援を必要とする子どもに関係するすべての人と情報共有できるしくみを整える。

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和8年 6月(予定) 15:00~16:30	きずな子ども発達 支援センター又は 高岡市役所	・令和7年度活動報告について ・令和8年度活動計画について ・不登校児支援について ・高岡市障がい者基本計画等について
第2回	令和8年 11月(予定) 15:00~16:30	きずな子ども発達 支援センター又は 高岡市役所	・医療的ケア児支援について ・高岡市障がい者基本計画等について
第3回	令和9年 1月(予定) 15:00~16:30	きずな子ども発達 支援センター又は 高岡市役所	・令和8年度のまとめ ・令和9年度の活動計画について ・高岡市障がい者基本計画等について

令和7年度 高岡市地域共生社会推進協議会 権利擁護部会 活動報告

1 目的

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が、安心して地域で生活ができるよう、障がいを理由とする差別や様々な障壁をなくし、人権が尊重されるよう、障がいの有無によって分け隔てられることのない地域づくりを推進するため、普及啓発や基盤整備の促進を図る。

2 主な機能

- (1) 障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるための普及啓発
- (2) 権利擁護部会における当事者の参加と意思決定の支援
- (3) 障がいのある人の日常生活や社会生活の様々な障壁の把握と課題解決
- (4) 虐待防止・差別解消推進会議との連携
- (5) その他

3 活動方針

- (1) 障がいのある人への差別の解消のための権利擁護の推進
- (2) 合理的配慮の好ましい事例の集約と周知
- (3) 障がいのある人の災害時に必要な配慮について考える
- (4) 障がいのある人の権利を擁護するための具体的な方法について考える

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和7年 9月2日(火) 10:00～11:30	高岡市役所8階 802会議室	・富山国際大学子ども育成学部教授による 講義「親亡き後にも安心して暮らしていくにはどうすべきか」 ・意見交換 ・ミライロIDについて
第2回	令和7年 12月4日(木) 10:00～11:30	高岡市役所8階 802会議室	・呉西地区成年後見センター職員による講義 「成年後見制度について」 ・意見交換

5 令和7年度の取組み

- (1) 親亡き後の準備や支援についての講義

富山国際大学から講師を招き、「親亡き後にも安心して暮らしていくにはどうすべきか」とのテーマでご講義いただいた。意見交換では、「障がいを持つ子とその親について、身近な事例と課題、対応策」についてグループで話し合った。

(2) 成年後見制度についての講義

呉西地区成年後見センターから講師を招き、呉西地区成年後見センターの活動や相談事例について、ご紹介いただいた。意見交換では、判断能力が不十分な方についてどのように支援していくか、グループで話し合った。

(3) 令和7年度高岡市障がい者虐待防止・差別解消推進会議の開催

障がい者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消の取組みを推進するために当会議を開催し、関係団体や民間団体との連携、協力体制の整備・充実を図っている。

事前に、関係機関から、令和7年中における「不当な差別的取り扱い」「合理的配慮の不提供」に関する相談事例や「合理的配慮の提供」の好事例について情報をいただいた。令和8年1月15日に会議を行い、障がい者虐待防止への取組みの紹介や、虐待通報件数の報告、関係各機関の差別解消に向けた取組みの紹介について、情報共有や意見交換を行った。

6 課題

(1) 高岡市障がい者虐待防止・差別解消推進会議での意見

- ・障がい者の権利擁護に関する相談窓口を広く一般に周知すること。
- ・障がい者への配慮についてわかりやすい言葉で周知すること。
- ・学齢期への理解促進を進めること。
- ・虐待事例にはあたらぬものや報告されていないものにどう対応していくか。
- ・精神障がいの方からの相談が被害妄想の症状によるような場合、どのような対応が本人のためになるのか難しい。
- ・施設においては人手不足によるストレスや、職員間の軋轢が原因で、施設の機能が緩んできている部分がある。
- ・障がい者雇用は件数が重視されがちだが、長期雇用に繋げることが大切である。業務に慣れてきていても、事業者は障がいに対する配慮を忘れないことが必要である。

令和8年度 高岡市地域共生社会推進協議会 権利擁護部会 活動計画

1 目的

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が、安心して地域で生活ができるよう、障がいを理由とする差別や様々な障壁をなくし、人権が尊重されるよう、障がいの有無によって分け隔てられることのない地域づくりを推進するため、普及啓発や基盤整備の促進を図る。

2 主な機能

- (1) 障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるための普及啓発
- (2) 権利擁護部会における当事者の参加と意思決定の支援
- (3) 障がいのある人の日常生活や社会生活の様々な障壁の把握と課題解決
- (4) 虐待防止・差別解消推進会議との連携
- (5) その他

3 活動方針

- (1) 障がいのある人への差別の解消のための権利擁護の推進
- (2) 合理的配慮の好ましい事例の集約と周知
- (3) 障がいのある人の災害時に必要な配慮について考える
- (4) 障がいのある人の権利を擁護するための具体的な方法について考える

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和8年 8月（予定）	高岡市役所8階 802会議室	障がい者配慮条例 先進地自治体職員による講義
第2回	令和8年 11月（予定）	高岡市役所8階 802会議室	高岡市障がい者基本計画・第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画

5 令和8年度の実施

- (1) 令和8年度高岡市障がい者虐待防止・差別解消推進会議の開催
障がい者虐待の防止及び障がいを理由とする差別解消の実施を推進するために当会議を開催し、関係団体や民間団体との連携、協力体制の整備・充実を図る。
- (2) 学齢期からの障がい者理解促進事業
障がいのある人やその支援者による障がいへの理解促進授業、アール・ブリュット教室、障がい者スポーツ教室（ボッチャ）を予定している。

令和7年度 高岡市地域共生社会推進協議会 定例会議 活動報告

1 目的

相談支援事業者からの活動報告を踏まえて、地域課題を集約・整理するとともに、専門部会と連携しながら情報の共有化を図る。

2 主な機能

- (1) 相談支援事業者のネットワーク構築
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議
- (3) 相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題の整理
- (4) 地域における関係機関の連携強化

3 活動方針

- (1) 相談支援活動報告
- (2) スtrenグモデルを活用した事例検討
- (3) 事例を通じた共通課題の抽出、情報交換及び社会資源の活用・改善等の検討
- (4) 各事業所からの情報提供と課題の共有

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和7年 4月18日(金) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	指定特定・障害児相談支援事業所運営指導について
第2回	令和7年 5月15日(木) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	地域課題検討 「活用してよかった社会資源の共有」 「あるといいなと思う社会資源の提案」
第3回	令和7年 6月13日(金) 13:30~15:00	高岡市役所8階 801会議室	就労選択支援について
第4回	令和7年 7月7日(月) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	業務課題検討
第5回	令和7年 8月14日(木) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	地域課題検討 「障害福祉サービス事業所の現状について」
第6回	令和7年 9月10日(水) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	講義「効果的なGSVを実施するための方法について」

第7回	令和7年 10月9日(木) 10:00~11:30	高岡市役所8階 802会議室	業務課題検討
第8回	令和7年 11月14日(金) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	事例検討
第9回	令和7年 12月12日(金) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	就労支援事業所との意見交換
第10回	令和8年 1月8日(木) 13:30~15:00	高岡市役所8階 802会議室	地域課題検討 「高岡市の取り組みの共有とストレングス・課題の整理」
第11回	令和8年 2月13日(金) 13:30~15:00	高岡市役所8階 803会議室	地域課題検討 「課題の整理と視点の転換」
第12回	令和8年 3月13日(金) 13:30~15:00	高岡市役所8階 803会議室	・定例会・相談支援アンケート結果の共有 ・令和8年度活動計画(案)について

5 令和7年度の取組み

(1) 指定特定・障害児相談支援事業所運営指導について

サービスの質の確保及び給付の適正化を図ることを目的として、各事業所3年毎に運営指導を実施している。これまでの運営指導の主な指摘事項や、届出や記録等によくある質問をまとめ説明(集団指導)を行った。

(2) GSVの手法に関する研修

富山県障害者等相談支援体制整備事業(圏域アドバイザー派遣事業)を活用し、圏域アドバイザーによる「効果的なGSVを実施するための方法」に関する研修を実施した。

(3) 就労支援事業所との意見交換

相談支援事業所と就労支援事業所が意見交換を行う場を設けた。4グループに分かれ、事前アンケートで募った現場の実態や課題に関するテーマについて議論を行った。

(4) 業務内容に関する課題の検討

日々の業務で抱える課題や社会資源に関する情報について、相談支援専門員同士で共有・検討を行った。

(5) 主任相談支援専門員及び委託相談支援事業所との連携

- ・会議の運営方針や相談支援体制に関する検討事項について、主任相談支援専門員及び委託相談支援事業所との定期的な打ち合わせを実施している。
- ・令和7年11月10日開催の富山県自立支援協議会相談部会に主任相談支援専門員と

行政が出席し、地域の相談支援体制に関するグループワークを行った。社会資源を有効活用するために、現状を整理し見える化することが必要でないかという意見から、定例会構成員と連携し高岡市の相談支援体制マップを作成することとなった。令和7年度は取組みの説明と相談支援事業所の実態把握のためのアンケートを実施した。

6 課題

(1) 介護分野との連携

障がい福祉サービス利用者の高齢化により、介護保険サービスへの移行事例が増えている。利用者の不利益とならないよう、ケアマネジャーとの連携を深め、介護保険サービスへの移行についての理解を深めることが必要である。

(2) 相談支援専門員の業務負担

相談支援専門員1人が抱えるケース数が多い上に、事業所の運営管理や請求事務なども兼務している場合があり、相談支援に十分な時間を割くことができない。また、複雑かつ複合的な課題を抱えるケースが増加しており、サービスの調整にとどまらない対応が求められている。

(3) 他機関との連携

貧困、高齢、子ども等障がい分野のみの支援では不十分なケースが増えており、他機関との連携が必要となるケースが増えている。相談支援専門員が一人で抱え込むことがないように相談支援体制の整備に努める。また、引き続きバイタルリンクの活用について周知していく。

令和8年度 高岡市地域共生社会推進協議会 定例会議 活動計画

1 目的

相談支援事業者からの活動報告を踏まえて、地域課題を集約・整理するとともに、専門部会と連携しながら情報の共有化を図る。

2 主な機能

- (1) 相談支援事業者のネットワーク構築
- (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議
- (3) 相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題の整理
- (4) 地域における関係機関の連携強化

3 活動方針

- (1) 相談支援活動報告
- (2) スtrenグモデルを活用した事例検討
- (3) 事例を通じた共通課題の抽出、情報交換及び社会資源の活用・改善等の検討
- (4) 各事業所からの情報提供と課題の共有
- (5) 相談支援専門員のスキル向上のための研修の実施

4 会議の開催及び協議事項

	日時	場所	協議事項
第1回	令和7年4月	高岡市役所	・主任相談支援専門員や構成員からの意見をもとに協議事項の検討を行う。
第2回	令和7年5月		
第3回	令和7年6月		
第4回	令和7年7月		
第5回	令和7年8月		
第6回	令和7年9月		
第7回	令和7年10月		
第8回	令和7年11月		
第9回	令和7年12月		
第10回	令和8年1月		
第11回	令和8年2月		
第12回	令和8年3月		

5 令和8年度の取組み

(1) 定例会議の運営方法

主任相談支援専門員及び委託相談支援事業所と定期的に打ち合わせを行い、相談支援の実情を踏まえた協議事項の選定や議題設定を行い、運営の活性化を図る。

(2) 相談支援専門員の業務負担への配慮

会議での情報共有や役割分担を工夫し、相談支援専門員の負担軽減と支援の質の確保を目指す。

(3) 他機関との連携促進

障がい福祉分野にとどまらず、関係機関との連携強化を図るとともに、相談支援専門員の役割や目的について関係機関への理解促進に努める。他分野の事業所や他機関との連携の場を設ける。

(4) 高岡市相談支援体制マップの作成

社会資源の有効活用ために相談支援体制の見える化が必要であることから「高岡市相談支援体制マップ」を主任相談支援専門員や相談支援専門員と協同し作成する。現状の資源や機能を整理して課題と強みを明確にすることで、今後の相談支援体制の整備につなげていく。

第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画の進捗状況について

1 計画期間

第7期高岡市障がい者福祉計画・第3期高岡市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）

2 進捗状況

（1）障がい福祉サービス

居宅介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援B型等の主要な障がい福祉サービスについては、計画策定後も利用者数が増加傾向にある。特に、就労継続支援B型及び共同生活援助については、利用者数の増加に加え、月平均支給額の上昇も見られ、計画策定時の見込みを上回る水準で推移している。

【主なサービスの状況】

○ 就労継続支援B型

- ・ 利用者数の増加が特に顕著である。
- ・ 月平均支給額も大きく上昇している。
- ・ 利用者数の増加と支給額の上昇が重なり、給付費全体を押し上げている状況が確認できる。

○ 共同生活援助

- ・ 利用者数が継続的に増加している。
- ・ 地域生活への移行の進展や居住支援ニーズの高まりを背景とした、構造的な増加傾向が見られる。

（2）障がい児通所支援

放課後等デイサービス及び児童発達支援については、引き続き、利用ニーズが高く、利用者数及び給付費はいずれも増加している。また、計画期間中に新規事業所の開所が進んでおり、その結果、利用増が生じている。

【給付費増加の主な要因】

- ・ 利用者数の増加
- ・ 利用日数の増加
- ・ 支援量の増大
- ・ 新規事業所の開所

3 計画上の成果目標

計画に定める成果目標については、サービス量の確保や利用ニーズへの対応という観点から、概ね計画どおり、又は計画を上回る進捗が見られる状況である。一方で、サービス基盤の拡大に伴い、障がい福祉分野における人材確保の難しさや、サービスの質の確保といった課題も顕在化しており、今後の計画推進に当たっては、量の確保と質の確保の両立が重要な視点となっている。

〈障がい福祉サービス〉 第7期障がい者福祉計画における見込量と利用実績

障がい福祉サービスの見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
訪問系サービス	居宅介護	令和6年度	利用時間	1,380	時間/月	令和6年度	利用時間	1,302	時間/月	94.3
			利用人数	115	人/月		利用人数	106	人/月	92.2
		令和7年度	利用時間	1,440	時間/月	令和7年度 (見込み)	利用時間	1,375	時間/月	95.5
			利用人数	120	人/月		利用人数	107	人/月	89.2
		令和8年度	利用時間	1,500	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	125	人/月		利用人数		人/月	0.0
	重度訪問介護	令和6年度	利用時間	1,400	時間/月	令和6年度	利用時間	1,703	時間/月	121.6
			利用人数	4	人/月		利用人数	3	人/月	75.0
		令和7年度	利用時間	1,400	時間/月	令和7年度 (見込み)	利用時間	1,714	時間/月	122.4
			利用人数	4	人/月		利用人数	4	人/月	100.0
		令和8年度	利用時間	1,400	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	4	人/月		利用人数		人/月	0.0
	同行援護	令和6年度	利用時間	384	時間/月	令和6年度	利用時間	290	時間/月	75.5
			利用人数	32	人/月		利用人数	24	人/月	75.0
		令和7年度	利用時間	408	時間/月	令和7年度 (見込み)	利用時間	289	時間/月	70.8
			利用人数	34	人/月		利用人数	23	人/月	67.6
		令和8年度	利用時間	432	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	36	人/月		利用人数		人/月	0.0
	行動援護	令和6年度	利用時間	196	時間/月	令和6年度	利用時間	149	時間/月	76.0
			利用人数	28	人/月		利用人数	24	人/月	85.7
		令和7年度	利用時間	210	時間/月	令和7年度 (見込み)	利用時間	147	時間/月	70.0
			利用人数	30	人/月		利用人数	24	人/月	80.0
		令和8年度	利用時間	224	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0
			利用人数	32	人/月		利用人数		人/月	0.0
重度障害者等 包括支援	令和6年度	利用時間	20	時間/月	令和6年度	利用時間	0	時間/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
	令和7年度	利用時間	20	時間/月	令和7年度 (見込み)	利用時間	0	時間/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
	令和8年度	利用時間	20	時間/月	令和8年度	利用時間		時間/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数		人/月	0.0	
日中活動系サービス	生活介護	令和6年度	利用日数	8,500	日/月	令和6年度	利用日数	7,346	日/月	86.4
			利用人数	425	人/月		利用人数	426	人/月	100.2
		令和7年度	利用日数	8,600	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	7,972	日/月	92.7
			利用人数	430	人/月		利用人数	432	人/月	100.5
		令和8年度	利用日数	8,700	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	435	人/月		利用人数		人/月	0.0
	自立訓練 (機能訓練)	令和6年度	利用日数	44	日/月	令和6年度	利用日数	23	日/月	52.3
			利用人数	2	人/月		利用人数	1	人/月	50.0
		令和7年度	利用日数	44	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	20	日/月	45.5
			利用人数	2	人/月		利用人数	1	人/月	50.0
		令和8年度	利用日数	44	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	2	人/月		利用人数		人/月	0.0
	自立訓練 (生活訓練)	令和6年度	利用日数	150	日/月	令和6年度	利用日数	126	日/月	84.0
			利用人数	10	人/月		利用人数	9	人/月	90.0
		令和7年度	利用日数	150	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	112	日/月	74.7
			利用人数	10	人/月		利用人数	8	人/月	80.0
		令和8年度	利用日数	150	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	10	人/月		利用人数		人/月	0.0

障がい福祉サービスの見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
日中活動系サービス	就労選択支援 ※R7.10から	令和6年度	利用人数	0	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	2	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	就労移行支援	令和6年度	利用日数	375	日/月	令和6年度	利用日数	382	日/月	101.9
			利用人数	25	人/月		利用人数	25	人/月	100.0
		令和7年度	利用日数	390	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	333	日/月	85.4
			利用人数	26	人/月		利用人数	22	人/月	84.6
		令和8年度	利用日数	405	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	27	人/月		利用人数		人/月	0.0
	就労継続支援 A型	令和6年度	利用日数	5,500	日/月	令和6年度	利用日数	4,326	日/月	78.7
			利用人数	275	人/月		利用人数	231	人/月	84.0
		令和7年度	利用日数	5,700	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	4,290	日/月	75.3
			利用人数	285	人/月		利用人数	219	人/月	76.8
		令和8年度	利用日数	5,900	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	295	人/月		利用人数		人/月	0.0
	就労継続支援 B型	令和6年度	利用日数	7,380	日/月	令和6年度	利用日数	7,486	日/月	101.4
			利用人数	410	人/月		利用人数	459	人/月	112.0
		令和7年度	利用日数	7,560	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	8,152	日/月	107.8
			利用人数	420	人/月		利用人数	497	人/月	118.3
		令和8年度	利用日数	7,740	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	430	人/月		利用人数		人/月	0.0
	就労定着支援	令和6年度	利用人数	8	人/月	令和6年度	利用人数	5	人/月	62.5
		令和7年度	利用人数	9	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	7	人/月	77.8
		令和8年度	利用人数	10	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
療養介護	令和6年度	利用人数	44	人/月	令和6年度	利用人数	43	人/月	97.7	
	令和7年度	利用人数	44	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	43	人/月	97.7	
	令和8年度	利用人数	44	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0	
短期入所	令和6年度	利用日数	204	日/月	令和6年度	利用日数	173	日/月	84.8	
		利用人数	34	人/月		利用人数	32	人/月	94.1	
	令和7年度	利用日数	204	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	164	日/月	80.4	
		利用人数	34	人/月		利用人数	35	人/月	102.9	
	令和8年度	利用日数	204	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0	
		利用人数	34	人/月		利用人数		人/月	0.0	
居住系サービス	自立生活援助	令和6年度	利用人数	1	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	1	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	宿泊型自立訓練	令和6年度	利用人数	4	人/月	令和6年度	利用人数	2	人/月	50.0
		令和7年度	利用人数	4	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	4	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	共同生活援助	令和6年度	利用人数	135	人/月	令和6年度	利用人数	152	人/月	112.6
		令和7年度	利用人数	138	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	157	人/月	113.8
		令和8年度	利用人数	141	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	施設入所支援	令和6年度	利用人数	206	人/月	令和6年度	利用人数	205	人/月	99.5
		令和7年度	利用人数	206	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	206	人/月	100.0
		令和8年度	利用人数	206	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0

障がい福祉サービスの見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
相談支援	計画相談支援	令和6年度	利用人数	350	人/月	令和6年度	利用人数	344	人/月	98.3
		令和7年度	利用人数	360	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	334	人/月	92.8
		令和8年度	利用人数	370	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	地域移行支援	令和6年度	利用人数	1	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	1	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0
	地域定着支援	令和6年度	利用人数	1	人/月	令和6年度	利用人数	0	人/月	0.0
		令和7年度	利用人数	1	人/月	令和7年度 (見込み)	利用人数	0	人/月	0.0
		令和8年度	利用人数	1	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0

障がい福祉サービス（介護給付・訓練等給付）の内容

訪問系サービス

居宅介護	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。ヘルパーがあなたのできないことを手伝ってくれます。
重度訪問介護	ヘルパーが、重い障がいのある人の家に来て、日常生活や、外出の手伝いをしてくれます。
同行援護	目に障がいがある人が、安心して外出し活動できるように、ヘルパーが支援します。その方の状態によって区分が必要になる場合があります。
行動援護	重い障がいのある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し活動できるよう、支援してくれます。
重度障害者等包括支援	重い障がいのある人が、生活するために必要なサービスを、組み合わせて使うことができます。

日中活動系サービス

生活介護	施設で、日中活動の支援を受けることができます。
自立訓練 (機能訓練)	体に障がいのある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。
自立訓練 (生活訓練)	障がいのある人が、地域での生活に困らないように、自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。
就労選択支援	働き方や就労支援の方法について、自分に合った選択をするための支援を受けることができます。
就労移行支援	会社に就職するための訓練を、受けることができます。仕事探しの相談にも、のってもらえます。
就労継続支援A型 就労継続支援B型	会社以外の場所で、支援を受けながら働くことができます。 (A型＝雇用型、B型＝非雇用型)
就労定着支援	就労移行や就労継続支援等を利用し一般就労した人が、継続して働けるように支援を受けられます。企業や自宅等への訪問や必要な連絡調整を行います。
療養介護	重い障がいのある人が、入院して医療を受けながら、日常生活の支援を受けることができます。
短期入所	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。

居住系サービス

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人が自立した生活ができるように支援を受けられます。定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活への移行に向けて一定期間生活能力等の維持・向上のための昼夜を通じた訓練、その他の支援を行います。
共同生活援助	障がいのある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から、日常生活の手伝いを受けることができます。
施設入所支援	日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。

相談支援

計画相談支援	障がいのある方が障がい福祉サービスを適切に利用するために、専門の相談支援専門員が本人や家族の相談に乗り、生活の目標（計画）を立て、サービスの調整・見直しを行う支援を受けられます。
地域移行支援	住所の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学、体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を受けられます。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に関して、夜間も含む緊急時における連絡・相談等の支援を受けられます。

〈障がい児通所支援〉 第3期障がい児福祉計画における見込量と利用実績

障がい児通所支援の見込量					利用実績				進捗率 利用実績/計画見込量	
障 害 児 通 所	児童発達支援	令和6年度	利用日数	1,080	日/月	令和6年度	利用日数	870	日/月	80.6
			利用人数	180	人/月		利用人数	172	人/月	95.6
		令和7年度	利用日数	1,110	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	971	日/月	87.5
			利用人数	185	人/月		利用人数	189	人/月	102.2
		令和8年度	利用日数	1,140	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	190	人/月		利用人数		人/月	0.0
	放課後等 デイサービス	令和6年度	利用日数	3,893	日/月	令和6年度	利用日数	4,121	日/月	105.9
			利用人数	278	人/月		利用人数	306	人/月	110.1
		令和7年度	利用日数	4,032	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	4,701	日/月	116.6
			利用人数	288	人/月		利用人数	336	人/月	116.7
		令和8年度	利用日数	4,172	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0
			利用人数	298	人/月		利用人数		人/月	0.0
	保育所等訪問 支援	令和6年度	利用日数	60	日/年	令和6年度	利用日数	26	日/年	43.3
			利用人数	10	人/月		利用人数	5	人/月	50.0
		令和7年度	利用日数	60	日/年	令和7年度 (見込み)	利用日数	9	日/年	15.0
			利用人数	10	人/月		利用人数	2	人/月	20.0
令和8年度		利用日数	60	日/年	令和8年度	利用日数		日/年	0.0	
		利用人数	10	人/月		利用人数		人/月	0.0	
居宅訪問型 児童発達支援	令和6年度	利用日数	5	日/月	令和6年度	利用日数	0	日/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
	令和7年度	利用日数	5	日/月	令和7年度 (見込み)	利用日数	0	日/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数	0	人/月	0.0	
	令和8年度	利用日数	5	日/月	令和8年度	利用日数		日/月	0.0	
		利用人数	1	人/月		利用人数		人/月	0.0	
相談 支援	障がい児相談 支援	令和6年度	利用人数	122	人/月	令和6年度	利用人数	103	人/月	84.4
		令和7年度	利用人数	127	人/月	令和7年度	利用人数	117	人/月	92.1
		令和8年度	利用人数	132	人/月	令和8年度	利用人数		人/月	0.0

障がい児通所支援の内容

- 児童発達支援 就学前の子どもたちが、日常生活の基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活へ適応するための訓練を受けられます。
- 放課後等デイサービス 就学中の子どもたちが、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会と交流できたりします。
- 保育所等訪問支援 支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
- 居宅訪問型児童発達支援 児童通所支援を受けるために外出することが困難な、重症心身障がいをもつ子どもを対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。
- 障がい児相談支援 障がいのある子どもが障がい児通所支援を適切に利用するために、専門の相談支援専門員が本人や保護者の相談に乗り、生活の目標（計画）を立て、サービスの調整・見直しを行う支援を受けられます。

次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・第4期障がい児福祉計画 の策定スケジュール等について

1 概要

現行の障がい者基本計画等は令和8年度末で計画期間が終了することから、令和9年度からの次期計画について、令和8年度中に策定作業を進める予定である。次期計画は、障害者基本法第11条、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、「障がいのある人もない人も共に育ち、共に暮らし、共に働く地域共生社会の実現」を基本理念の柱として位置付ける。

次期計画は、障がい者基本計画、第8期障がい者福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の3計画を一体的に策定する。計画期間は、障がい者基本計画を令和9年度から令和14年度までの6年間、障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画を令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

2 方針

次期計画は、国の障害者基本計画及び障害者権利条約の理念との整合性を図りつつ、本市の地域特性や実情を踏まえて策定するものである。国の方針では、当事者の意思決定の尊重、包括的な相談支援、就労支援やインクルーシブ教育の推進、情報アクセシビリティの向上等が重視されており、本市においてもこれらの方向性を基本枠組みとして位置付ける。また、国の基本指針は令和8年3月に告示予定であることから、その内容を踏まえて計画案を調整する。

3 ニーズ調査の実施

次期計画の策定に当たり、障がいのある人及び障がい児（医療的ケア児を含む）の生活実態、支援・サービスの到達状況、社会参加及び将来不安等を体系的に把握するため、令和8年度にニーズ調査項目を実施する予定としている。また、国の制度動向として、事業者による合理的配慮提供の義務化（令和6年4月施行）、就労選択支援の創設（令和7年10月開始）及び今後の対象拡大、障害福祉計画・障害児福祉計画の基本指針に加え、医療的ケア児施策・支援体制整備を踏まえ、調査項目に反映する。

【調査項目（案）】

1 基本的属性・背景

年齢・ライフステージ	障がいの状況・特性	世帯構成・家族状況
就学・就労の状況	医療的ケアの有無・概要	支援を受ける上での配慮事項

2 生活の実態（暮らし・生活基盤）

住まいと生活環境	日常生活での困りごと	医療的ケアを伴う生活の負担感
外出・通院・通学のしやすさ	家族やきょうだいへの影響	災害時・緊急時の生活不安

3 支援・サービスの利用実態

医療・福祉・障がい児支援サービスの利用状況	保育・教育・就労に関する支援の状況
相談支援の利用状況	サービスの使いやすさ・満足度
就労支援（就労移行、就労継続支援、就労選択支援等）の認知・利用状況	
医療的ケア児支援体制の利用状況	

4 社会参加・権利・環境

就学・就労・地域活動への参加状況 余暇・交流・居場所の状況
地域の理解や配慮の実感 情報の分かりやすさ・意思疎通環境
権利擁護・虐待防止への不安 合理的配慮の提供状況 災害時の支援環境

5 将来像・課題・ニーズ

将来の生活に対する不安 成長・進学・就労等の節目での課題
医療的ケア体制の将来への不安 切れ目のない支援へのニーズ
今後必要と感じる支援・施策 市への要望・意見

4 障がい者基本計画等策定作業スケジュール（案）

令和8年2月

- ・地域共生社会推進協議会開催（計画の進捗状況報告、次期計画の考え方及びニーズ調査方針の説明）

令和8年5月

- ・地域共生社会推進協議会（第1回）開催（計画策定方針、全体スケジュールの確認及びニーズ調査概要の説明）

令和8年6月

- ・障がい者ニーズ調査（実態調査）の実施（障がい当事者、事業所、関係機関等を対象とした調査）

令和8年8月

- ・障がい者ニーズ調査結果の集計・分析

令和8年10月中旬

- ・地域共生社会推進協議会（第2回）開催（ニーズ調査結果の報告及び次期計画の基本方針（骨子案）の提示）

令和8年12月

- ・パブリックコメントの実施（計画素案に対する市民意見の募集（約2週間））

令和9年1月

- ・地域生活支援部会、発達支援ネットワーク会議、就労支援部会及び定例会議の開催（各部会において計画素案の審議）
- ・県への意見照会
- ・最終案の取りまとめ

令和9年2月

- ・地域共生社会推進協議会（第3回）開催（最終案の審議）

次期障がい者基本計画・第8期障がい者福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画の策定スケジュール等について



令和7年度 第2回高岡市地域共生社会推進協議会
日時：令和8年2月12日（木） 午前10時00分から
場所：高岡市役所 8階 802会議室

高岡市障がい者基本計画（令和9年度～令和14年度）

第8期高岡市障がい者福祉計画・第4期高岡市障がい児福祉計画（令和9年度～令和11年度）

基本理念（抜粋）

「障がいのある人もない人も共に育ち、共に暮らし、共に働く地域共生社会を目指して」

【目指すまちの姿】

- 障がいを身近なものとして理解し、障がいによって分け隔てられることのないまち
（施策の視点：障がい者理解・心のバリアフリー化の促進）
- 障がいの有無に関わらず、自己決定し自分らしく生きることができまち
（施策の視点：幅広いニーズに対応した福祉サービスの充実）
- 誰もが共に生きる地域の一員であることを理解し、地域で支え合うまち
（施策の視点：障がい者の生活基盤の整備）

計画の期間について

「高岡市障がい者基本計画」の期間は、「高岡市地域福祉計画」との整合性を図るため、計画期間を合わせて、令和9年度から令和14年度までの6年間とする（計画期間中に制度改正等で状況が変わった場合は、必要に応じて見直すものとする。）。

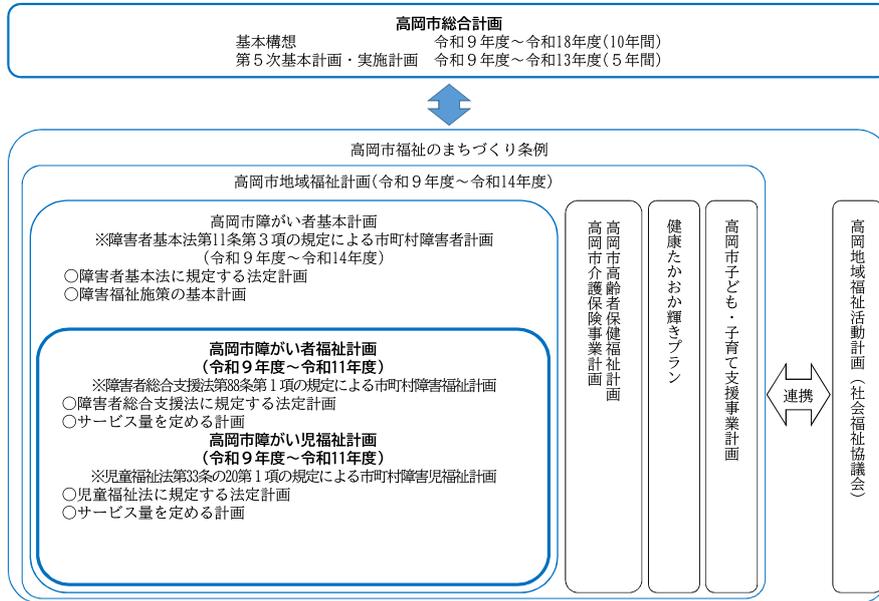
また、「第6期高岡市障がい者福祉計画」及び「第2期高岡市障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和9年度から令和11年度までの3年計画とする。

計画の位置付け及び期間及び他の計画との関係について

「高岡市障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定による市町村障がい者計画として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針・目標を定めた計画である。障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障がい者福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画を包含した計画として位置付けており、目指すべき将来像や基本理念を共有するものである。

また、本計画は、国の「障害者基本計画」、富山県の「富山県障害者計画」並びに本市の最上位計画である「高岡市総合計画」、さらに福祉分野の上位計画である「高岡市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図り、策定するものである。

計画の位置付けと性格



障がい者（児）を取り巻く現状

項目	令和3年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
高岡市の人口	169,530人	163,248人	162,155人
身体障害者手帳保持者数	6,768人	6,082人	5,907人
療育手帳保持者数	1,347人	1,441人	1,452人
精神障害者保健福祉手帳保持者数	1,198人	1,431人	1,487人

・身体障害者手帳所持者については、人口減少に伴い、年々減少傾向。
 ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者については、65歳未満の所持者が増加していることから、年々増加傾向。

項目	令和3年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末
身体障がい児	104人	99人	89人
知的障がい児	250人	292人	298人
精神障がい児	13人	21人	25人
児童通所支援決定者のうち手帳未所持者	175人	241人	241人

・身体障がい児の障害者手帳所持者数は、年々減少傾向。
 ・知的障がい児、精神障がい児の障害者手帳所持者数については、年々増加傾向。
 ・障がい種別については、知的障がいの児童が最も多い。
 ・発達や社会性の遅れ等により、障害者手帳を取得せずに障がい児通所支援を利用する人の伸び率が高い。

障害サービス区分の状況

令和6年度障害支援区分別の認定状況（障がい種別）						
単位：人						
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病	合計	
軽度	区分1	1 12.5% (0.5%)	3 37.5% (0.8%)	4 50.0% (3.5%)	0 0.0% (0.0%)	8 100.0%
	区分2	16 13.4% (8.2%)	35 29.4% (8.9%)	67 56.3% (59.3%)	1 0.8% (14.3%)	119 100.0%
	区分3	29 26.6% (14.9%)	47 43.1% (11.9%)	32 29.4% (28.3%)	1 0.9% (14.3%)	109 100.0%
↓	区分4	24 20.7% (12.3%)	81 69.8% (20.5%)	10 8.6% (8.8%)	1 0.9% (14.3%)	116 100.0%
	区分5	34 19.3% (17.4%)	141 80.1% (35.7%)	0 0.0% (0.0%)	1 0.6% (14.3%)	176 100.0%
	区分6	91 50.0% (46.7%)	88 48.4% (22.3%)	0 0.0% (0.0%)	3 1.6% (42.9%)	182 100.0%
重度	合計	195 27.5% (100.0%)	395 55.6% (100.0%)	113 15.9% (100.0%)	7 1.0% (100.0%)	710 100.0%
	※上段の割合は、区分内の障がい種別の割合 ※下段の割合は、障がい種別の区分の割合					
	・障害支援区分は、障がいのある人の障がいに応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示したもの。 ・取得者を障がい種別にみると、知的障がい者の認定者が最も多く395人で、全体の55.6%を占めている。 ・認定を受けている精神障がい者で最も多い区分は、区分2で113人中の67人の56.3%。					

ニーズ調査の実施（案）

1 調査の目的

- 次期計画策定に当たり、障がいのある人及び障がい児（医療的ケア児を含む）の生活実態、支援・サービスの到達状況、社会参加及び将来不安等を体系的に把握する。
- 調査結果を踏まえ、実態に即した計画策定につなげる。

2 調査実施時期

- 令和8年度

3 調査項目（全項目）

① 基本的属性・背景

年齢・ライフステージ 障がいの状況・特性 世帯構成・家族状況 就学・就労の状況
医療的ケアの有無・概要 支援を受ける上での配慮事項

② 生活の実態（暮らし・生活基盤）

住まいと生活環境 日常生活での困りごと 医療的ケアを伴う生活の負担感
外出・通院・通学のしやすさ 家族やきょうだいへの影響 災害時・緊急時の生活不安

③ 支援・サービスの利用実態

医療・福祉・障がい児支援サービスの利用状況 保育・教育・就労に関する支援の状況
相談支援の利用状況 サービスの使いやすさ・満足度
就労支援（就労移行、就労継続支援、就労選択支援等）の認知・利用状況 医療的ケア児支援体制の利用状況

④ 社会参加・権利・環境

就学・就労・地域活動への参加状況 余暇・交流・居場所の状況 地域の理解や配慮の実感
情報の分かりやすさ・意思疎通環境 権利擁護・虐待防止への不安 合理的配慮の提供状況 災害時の支援環境

⑤ 将来像・課題・ニーズ

将来の生活に対する不安 成長・進学・就労等の節目での課題 医療的ケア体制の将来への不安
切れ目のない支援へのニーズ 今後必要と感じる支援・施策 市への要望・意見

障がい者基本計画等 策定作業スケジュール（案）

令和8年

2月

- ・地域共生社会推進協議会
（計画の進捗状況報告、次期計画の考え方及びニーズ調査方針の説明）

5月

- ・地域共生社会推進協議会（第1回）
（計画策定方針、全体スケジュールの確認、ニーズ調査概要の説明）

6月

- ・障がい者ニーズ調査（実態調査）の実施
（障がい当事者、事業所、関係機関等を対象）

8月

- ・ニーズ調査結果の集計・分析

10月中旬

- ・地域共生社会推進協議会（第2回）
（ニーズ調査結果の報告、次期計画の基本方針（骨子案）の提示）

12月

- ・パブリックコメントの実施
（計画素案に対する市民意見の募集）

令和9年

1月

- ・各部会・会議での計画素案の審議
- ・県への意見照会
- ・最終案の取りまとめ

2月

- ・地域共生社会推進協議会（第3回）
（最終案の審議）

(仮称) 高岡市障がい者配慮条例の制定について

1 条例制定の背景

障害者差別解消法の改正（令和6年4月施行）により、行政機関に加え、事業者に対しても合理的配慮の提供が求められることとなり、社会全体で合理的配慮の考え方を共有し、適切に対応していくことの重要性が一層高まっている。また、近年では、障がいを個人の心身の状態のみに帰するのではなく、社会的障壁との関係で生じるものと捉え、合理的配慮を人権や共生の観点から整理し、条例として明文化する取組を進める自治体が増えている。これらの条例は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人が社会のあらゆる場面に参加できる共生社会の実現を目指すため、各自治体が地域の実情に応じて制定している。

こうした全国的な動向を踏まえ、本市においても、合理的配慮の考え方を「特別扱い」ではなく、「相談と調整を通じて社会的障壁を取り除くための対応」として分かりやすく整理し、条例を制定することにより、行政・事業者・市民が共通理解の下で日常の対応に生かすための指針を示すものである。

2 条例の基本的な考え方

合理的配慮とは、障がいのある方が平等に社会参加できるよう、個別の状況に応じて必要な調整を行うことであり、特別扱いや過度な負担を求めるものではない。条例では、問題が生じた場合に直ちに是非を判断するのではなく、当事者、事業者、行政が対話を通じて状況を共有し、解決策を検討することを基本とする。また、市民・事業者・行政が合理的配慮の考え方を共有し、それぞれの立場において可能な対応を積み重ねていくことを重視する。

このような考え方にに基づき、合理的配慮を日常の対応に落とし込みやすくするための共通の指針として条例を位置付けるものである。

3 条例制定自治体の状況と条例の類型

【制定自治体】

- 明石市「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」
- 石巻市「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」
- 新庄市「新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」
- 加茂市「障がいのある人もない人も支えあいともに生きる加茂づくり条例」

【条例の類型】

- 基本理念の明示型：障がい者の尊厳の尊重、社会参加の促進、共生社会の実現など
- 差別禁止の原則型：障がいを理由とする不当な差別的取り扱いを禁止
- 合理的配慮の提供義務型：障がい者から必要な配慮の申し出があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること（国・県の「障がい者差別解消法」に準拠）
- 相談体制の整備型：差別や合理的配慮に関する相談窓口の設置
- 啓発活動の推進型：障がいへの理解を深めるための広報や教育
- 推進体制の整備型：推進のための協議会や審議会の設置

4 先進自治体の取組

先進自治体では、合理的配慮の考え方を条例として明文化するとともに、相談と対話を通じた解決を基本とする仕組みが整備されている。

【例：明石市】

- ・配慮ステッカーやコミュニケーション支援ボードの活用により、配慮の内容を「見える形」で示す取組が行われている。
- ・検討委員会の設置や意見聴取、パブリックコメントの実施など、段階的かつ丁寧なプロセスを経て条例が制定されている。

5 条例制定に向けたスケジュール（案）

- 令和8年 5月 高岡市地域共生社会推進協議会で全体方針を共有
- 令和8年 8月 障がい当事者が参加する権利擁護部会を中心に、各団体とも意見交換を実施
- 令和8年10月 検討内容を集約し、条例（案）を整理
- 令和8年12月 パブリックコメントを実施
- 令和9年 2月 条例内容について最終案を提示

(仮称) 高岡市障がい者配慮条例 の制定について



令和7年度 第2回高岡市地域共生社会推進協議会

日時：令和8年2月12日（木） 午前10時00分から

場所：高岡市役所 8階 802会議室

障がい者配慮条例とは

- 障がいを理由とする差別をなくし、合理的配慮の考え方を社会全体で共有するための条例
- 合理的配慮とは、特別扱いではなく、相談と調整を通じて社会的障壁を取り除くこと
- 障害者差別解消法の改正や全国的な動きを踏まえ、行政・事業者・市民が共通理解の下で、日常の対応に生かすための指針

障がい者配慮条例に関する先進自治体の動き

制度の背景

- 2006年（平成18年） 国連「障害者権利条約」採択
- 2011年（平成23年） 障害者基本法 改正
→ 障がい者を「権利の主体」と明確化
- 2013年（平成25年） 障害者差別解消法 制定
- 2016年（平成28年） 同法施行
- 2024年（令和6年） 事業者による合理的配慮が義務化

共通する基本理念

- 障がいのある方もない方も、等しく尊厳ある存在
- 障がいは「個人の問題」ではなく社会的障壁との関係で生じるもの
- 差別の解消と合理的配慮の提供が重要
- 地域全体で支え合う共生社会の実現を目指す

主な取り組み

- 不当な差別的取扱いの防止
- 合理的配慮の考え方の明確化・推進
- 相談・助言・調整の仕組みを整備
- 市・事業者・市民それぞれの役割を整理



先進自治体の事例

- **明石市**
相談・助言・調整まで含めた実効的な条例を整備
- **石巻市**
「共に安心して暮らせる福祉のまちづくり」を条例化
- **新庄市**
市民・事業者・行政の役割を明確化
- **加茂市**
合理的配慮と相互理解を重視した条例構成

障がい者配慮条例に関する先進自治体の動き

- 障がい者施策は「福祉」だけでなく人権・共生が基盤
- 障がいは社会的障壁との関係で生じる
- 合理的配慮は特別扱いではなく、必要な調整
- 相談と対話を通じた解決が重要
- 多くの自治体が条例で考え方を明文化している

富山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

1 いつ制定された条例か

- 制定：平成29年（2017年）3月
- 施行：平成29年（2017年）4月1日

2 どんな条例か（目的）

- 障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人もない人も、共に安心して暮らせる社会の実現を目指す条例
- 国の「障害者差別解消法」を踏まえ、富山県としての基本姿勢や取組みを明確化したもの

3 条例の基本的な考え方

- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- 合理的配慮の提供の推進
- 合理的配慮は「特別扱い」ではなく、対話と調整を通じて社会的障壁を取り除く取組みと位置付け

4 対象となる主体

- 県・市町村
 - 事業者
 - 県民
- 社会全体で理解と協力を進めることを重視

5 市町村施策との関係

- 市町村が行う相談体制の整備、普及啓発、合理的配慮の推進の基盤となる条例
- 本市の障がい施策・計画とも方向性を共有

先進自治体の取組例（明石市）

条例に基づく合理的配慮を、日常の場面で実践するための具体的な取組例
明石市の合理的配慮の推進取組例

① 配慮ステッカーの活用

- 商業施設や店舗等において、提供可能な配慮内容を示すステッカーを作成・活用
- 「筆談ボードあります」「点字メニューあります」「スロープあります」など、利用者が一目で分かる工夫

② コミュニケーション支援ボード

- 聴覚障がい者や外国人等との意思疎通を支援するため、イラストや簡単な多言語表記を用いた支援ツールを整備
- 接客や対面場面での円滑なコミュニケーションを支援

取組の意義

- 配慮を「見える形」で示すことで、利用者・事業者双方の負担を軽減
- 合理的配慮を日常の実務に落とし込む具体例

明石市 配慮条例検討委員会の開催経過（主なステップ）

1 第1回検討委員会 開催日：平成27年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討会の立ち上げ（キックオフ） ○ 障害者差別解消法の背景及び国の動向の共有 ○ 障がい理由とする差別と考えられる事例の整理
2 第2回検討委員会 開催日：平成27年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ タウンミーティングの実施結果の報告 ○ 事業者ヒアリングの実施結果の報告 ○ 障がいを理由とする差別解消の仕組み（相談・調整の在り方）の検討
3 第3回検討委員会 開催日：平成27年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの議論を踏まえた条例素案の検討開始
4 第4回検討委員会 開催日：平成27年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例素案の内容整理 ○ 条例案のとりまとめ
5 意見募集（パブリックコメント）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例案について市民から広く意見を募集 ○ 多数の意見（約46件）が寄せられ、条例案に反映
6 条例制定・施行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討委員会及び意見募集を踏まえ、最終案を整理 ○ 条例を制定し、施行 ○ 施行後も周知・啓発及び運用改善を継続

高岡市における条例制定スケジュール（案）

当事者意見を重視し、段階的かつ丁寧に検討を進めるための想定スケジュール

令和8年5月	高岡市地域共生社会推進協議会で全体方針を共有
令和8年8月	障がい当事者が参加する権利擁護部会を中心に、各団体とも意見交換を実施
令和8年10月	検討内容を集約し、条例（案）を整理
令和8年12月	パブリックコメントを実施
令和9年2月	条例内容について最終案を提示